

問 8 完全支配関係がある法人間の資産の譲渡取引における譲渡の意義

問 内国法人 G 1 は完全支配関係のある他の内国法人 G 2 に対して譲渡損益調整資産を譲渡して、その譲渡に係る譲渡損益を繰り延べました。

その後、譲渡を受けた他の内国法人 G 2 が完全支配関係のある別の内国法人 G 3 にその譲渡損益調整資産を譲渡しましたが、完全支配関係のあるグループ内の法人間の譲渡であることから、G 1 は譲渡損益の戻入処理を行うことなく、繰り延べたままにしておくのでしょうか。

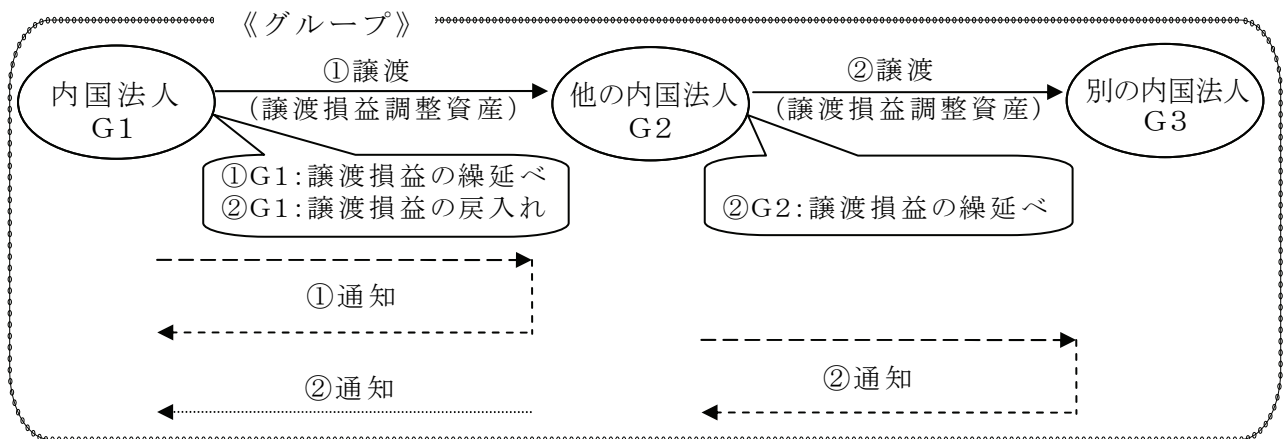
答 G 1 から譲渡損益調整資産を譲り受けた G 2 が、その後、グループ内の G 3 にその資産を譲渡した場合には、G 1 は繰り延べていた譲渡損益の戻入を行うこととなります。

【解説】

内国法人が完全支配関係のある他の内国法人に譲渡した譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を繰り延べた場合において、その譲渡を受けた他の内国法人においてその譲渡損益調整資産の譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却等の事由が生じたときは、その譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、所定の計算により算出した金額を益金の額又は損金の額に算入する（戻し入れる）こととされています。

上記の「譲渡」からは、完全支配関係のある別の内国法人への譲渡が除かれていませんので、譲渡損益調整資産を G 1 から取得した G 2 が、さらにその資産をグループ内の G 3 に譲渡した場合には、G 1 は繰り延べた譲渡損益を戻し入れることとなります。

一方、G 2 は、その譲渡損益調整資産を G 3 に譲渡したことにより生じた譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を損金の額又は益金の額に算入して譲渡損益を繰り延べることとなります。



【適用関係】

上記の措置は、法人が平成 22 年 10 月 1 日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について適用されます。

【関係法令】

- 法 61 の 13①②
- 法令 122 の 14④⑥
- 改正法附則 22①
- 改正令附則 15①